

## 公益財団法人日本いけばな芸術協会「いけばなの日」のマークの使用規約

### (趣旨)

第1条 この要領は、公益財団法人日本いけばな芸術協会「いけばなの日」(以下「いけばなの日」という。)のマークの使用に関し必要な事項を定める。

### (定義)

第2条 この要領においてマークとは、別紙のデザイン並びにこれらを展開したものとす。

### (使用申請)

第3条 マークを使用しようとするものは、デザインガイドマニュアル(※色指定など)を一読した上で、あらかじめマーク使用承認申請書(別記様式1)に必要な類を添付して公益財団法人日本いけばな芸術協会(以下「協会」という。)に申請する。ただし、次のいずれかに該当する場合は、上記申請書の提出に代えて、予定するイベント等の事後に、使用報告書(別記様式3)を提出するものとする。なお、下記(1)

(2)の場合には、マーク使用承認申請書(別記様式1)および、使用報告書(別記様式3)の提出も不要とする。

- (1) 協会の特別参画会員、名誉特別会員、特別会員、正会員が使用するとき。
- (2) 広報目的ではなく、個人が名刺等に使用するとき。
- (3) 都道府県の華道(花道)協会が使用するとき。
- (4) 都道府県の公共的団体等が教育又は文化振興の目的で使用するとき。
- (5) 報道機関が報道及び広報の目的で使用するとき。
- (6) 協賛団体その他これに類する企業、団体等が広報のために使用するとき。
- (7) その他協会が適当と認めるとき。

2 前項の申請に要する費用は、申請者が負担するものとする。

### (申請書の受理)

第4条 前条の規定による申請があった場合、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、申請を受理し、使用承認通知書(別記様式2)を交付するものとする。

- (1) 協会の品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げになるとき。
- (2) マークを正しい使用方法にしたがって使用しないおそれがあるとき。
- (3) 法令や公序良俗に反するおそれがあるとき。
- (4) 特定の個人、政党、宗教団体、募金等の活動を公認しているような誤解を与えるおそれがあるとき。
- (5) マークを使用する者が次のいずれかに該当するとき。

ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

イ 暴力団員(法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)

ウ 役員等が異力団員である者、又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者。

エ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者

- (6) 不当な利益を得るために利用されるおそれがあるとき。
- (7) 協会の事業が認めた関連事業を推進する上で支障となるおそれがあるとき。

( 8 ) 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に定める営業を行う者が使用するとき。

( 9 ) マークの使用によって誤認または混同を生じさせるおそれがあると認められるとき。

( 10 ) その他協会が不相当と認めたとき。

(使用料)

第5条 使用料は無料とする。

(使用の際の遵守事項)

第6条 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

( 1 ) マークの使用にあたっては、デザインガイドマニュアルの適用を遵守すること。

( 2 ) 使用者は、当該マークを使用する権利を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。

( 3 ) マーク使用申請書に記載の用途のみに使用し、他の用途には使用しないこと。

( 4 ) 当該使用に係る商品等の使用に当たり、事故等が発生しないよう全の配慮を行うこと。当該使用に係る商品等を原因とする事故に対しては、協会は一切の責任を負わない。

2 使用者は、次に掲げる事項に注意して使用しなければならない。

( 1 ) マークの使用が当該商品の品質やサービスの内容等を保証するものではない。

( 2 ) 協会のマーク使用許可は、関係団体等による協会への参画等に際し、特別の地位を付与するものではない。

( 3 ) 協会は、マークを使用する者に対し、使用方法の修正そのほか必要な措置を求めることができる。

( 4 ) 使用者が本使用要領及びデザインガイドマニュアルの規定に違反した場合や前項の措置に従わない場合、その他協会が不相当と認める場合は、マークの使用を禁止、又は使用許可を取り消す場合がある。なお、使用許可が取り消された場合は、速やかにマークの使用を中止すること。その際に生じる損害について、協会は責任を一切負わない。また、一定の期間、再度の使用申請を禁止する場合がある。

(損失補償等の責任)

第7条 協会は、当該マークの使用によって、第三者に対して損害又は損失を与えた場合でも、損害賠償、損失補償その他の法律上の責任を一切負わない。

(マークの権利)

第8条 マークに関する一切の権利は、協会に帰属する。

(事務)

第9条 この規約に関する事務は、協会事務局が行う。

附則

この規約は、令和3年12月1日より施行する。